

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 相続財産とみなされる財産

Q : 最近夫が死亡し、生命保険金と死亡退職金を受取りました。このような保険金や退職金にも相続税が課税されるのでしょうか？

A : 相続税が課税されますが、一定の非課税枠が設けられています。

【解説】

相続税の課税対象となる財産には、被相続人が相続開始の時、現に所有していた土地や家屋、有価証券などの「本来の相続財産」のほか、死亡に伴い支払われる生命保険金や死亡退職金なども含まれます。これらは生命保険会社や生前勤務していた会社から支払われるもので、相続により取得したものと意味合いが異なりますが、実質的に相続により取得したものと同一経済的効果があるため、

「みなし相続財産」として課税財産に含まれます。ただし、これらには、遺族の最低生活保障への配慮という観点から、非課税限度額（＝500万円×法定相続人の数）が設けられています。

また、生命保険契約でも相続開始時にまだ保険事故が発生しておらず、保険料負担者が被相続人であるものは生命保険契約の権利に該当し、保険契約者が被相続人であれば「本来の相続財産」として、保険契約者が被相続人以外の者であれば「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。なお、平成15年4月1日以後、相続により取得したこの財産の評価額については、相続開始時に解約したとした場合に支払いを受ける解約返戻金に相当する金額で評価することとされてい



ます。